

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行																																																																
<p>第1～第11 [略]</p> <p>（別記様式第1号）（第2関係）</p> <p style="text-align: center;">塩分（塩素）濃度調査結果報告書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>測定月日</th> <th>調査 地区名</th> <th>所在地 郡市町 村字名</th> <th>地 番</th> <th>塩 分 （塩素） 濃 度</th> <th>土質等の 調査結果 の 概 要</th> <th>測定者 職氏名</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>パーセント</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のとおり塩分（塩素）濃度の調査結果を報告する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 ○○ ○○</p> <p>（別紙様式第2号） [略]</p> <p>（別紙様式第3号）（第3関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 発生 事業種別 （災 害 名）</p> <p style="text-align: center;">地区 ——— 特定災害復旧事業計画書</p> <p style="text-align: center;">農政局名 又は 県名</p> </div>	測定月日	調査 地区名	所在地 郡市町 村字名	地 番	塩 分 （塩素） 濃 度	土質等の 調査結果 の 概 要	測定者 職氏名	摘 要					パーセント																				<p>第1～第11 [略]</p> <p>（別記様式第1号）（第2関係）</p> <p style="text-align: center;">塩分（塩素）濃度調査結果報告書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>測定月日</th> <th>調査 地区名</th> <th>所在地 郡市町 村字名</th> <th>地 番</th> <th>塩 分 （塩素） 濃 度</th> <th>土質等の 調査結果 の 概 要</th> <th>測定者 職氏名</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>パーセント</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のとおり塩分（塩素）濃度の調査結果を報告する。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日 ○○ ○○ 印</p> <p>（別紙様式第2号） [略]</p> <p>（別紙様式第3号）（第3関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 発生 事業種別 （災 害 名）</p> <p style="text-align: center;">地区 ——— 特定災害復旧事業計画書</p> <p style="text-align: center;">農政局名 又は 県名</p> </div>	測定月日	調査 地区名	所在地 郡市町 村字名	地 番	塩 分 （塩素） 濃 度	土質等の 調査結果 の 概 要	測定者 職氏名	摘 要					パーセント																			
測定月日	調査 地区名	所在地 郡市町 村字名	地 番	塩 分 （塩素） 濃 度	土質等の 調査結果 の 概 要	測定者 職氏名	摘 要																																																										
				パーセント																																																													
測定月日	調査 地区名	所在地 郡市町 村字名	地 番	塩 分 （塩素） 濃 度	土質等の 調査結果 の 概 要	測定者 職氏名	摘 要																																																										
				パーセント																																																													

[削る]

1. ～ 9. [略]

(別紙様式第 4 号) ～ (別紙様式第 7 号)
[略]

地 方 農 政 局	審 査	防 災 課 長	災 害 査 定 官	
国 営 事 業 所 等 又 は ○ ○ 県	作 成	所 長	次 長	課 長

1. ～ 9. [略]

(別紙様式第 4 号) ～ (別紙様式第 7 号)
[略]

附 則

この通知は、令和○年○月○日から施行する。

東日本大震災に対処するための直轄特定災害復旧事業実施要綱

平成23年5月2日付23農振第 369号
最終改正 令和3年4月1日付2農振第3459号

東北農政局長 }
関東農政局長 } 殿

農林水産事務次官

第1 趣旨

- 1 東日本大震災に対処するための直轄特定災害復旧事業（以下「本事業」という。）の実施については、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）、東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成23年法律第43号。以下「特例法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
- 2 本事業は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波による災害に対処することを旨として、実施するものとする。

第2 事業内容

本事業は、特例法第2条第2項の特定災害復旧事業を実施するものであり、その内容は以下の通りとする。

1 農用地及び土地改良施設の災害復旧事業

農林水産大臣は、次の各号に掲げる農用地又は土地改良施設が災害を受けた場合に、災害復旧事業を実施することができる。ただし、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるものを除く。

- (1) 法第85条、第85条の2、第85条の3及び第87条の2の規定により国が行う土地改良事業（以下「直轄事業」という。）を現に実施している地区における土地改良施設
- (2) 直轄事業が完了した地区で未だ法第94条の6の規定による管理委託を了していない土地改良施設
- (3) 直轄事業が完了した地区で法第94条の6の規定により管理委託を了している土地改良施設及び当該直轄事業地区と同一受益地内にある土地改良施設
- (4) 実施中あるいは完了した直轄事業の受益地内における20ヘクタール以上の農用地
- (5) 被災県知事から農業用施設の災害復旧について要請があり、かつ、当該被災県における災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して国が災害復旧を行う必要があると認める土地改良施設であって、農林水産大臣の事務の遂行に支障のない範囲内で実施できる場合
- (6) 被災県知事から農地の災害復旧について要請があり、かつ、当該被災県における災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して国が災害復旧を行う必要があると認める20ヘクタール以上の農用地であって、農林水産大臣の事務の遂行に支障のない範囲内で実施できる場合

2 除塩事業

- (1) 除塩事業とは、津波による海水の浸入のため農用地が受けた塩害を除去するために行う次に掲げる工種とする。

- ア かんがい排水施設の設置又は変更
 - イ 揚排水機による揚水又は排水
 - ウ 排土
 - エ 客土
 - オ 石灰等の施用及び耕起・砕土
- (2) 除塩事業は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす農用地において施行することとする。
- ア 海水が浸入したことにより塩分（塩素）濃度が0.1パーセント以上（畑作地にあっては0.05パーセント以上）である農用地
なお、この場合において、塩分（塩素）濃度は、塩分（塩素）濃度調査結果報告書（別記様式第1号）によりとりまとめるものとする。
 - イ 直轄事業（実施中又は完了した地区）の受益地内における20ヘクタール以上の農用地又は被災県知事から要請があり、かつ、当該県における災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して国が除塩事業を行う必要があると認める20ヘクタール以上の農用地であって、農林水産大臣の事務の遂行に支障のない範囲内で実施できる場合

第3 特定災害復旧事業計画書の提出

- 1 県知事は、本事業の実施を農林水産大臣に要請する場合には、災害発生後60日以内に要請書（別記様式第2号）及び特定災害復旧事業計画書（別記様式第3号）を作成し、地方農政局長に提出しなければならない。ただし、災害による被害状況の把握が著しく困難であると県知事が認める市町村において実施する特定災害復旧事業については、その把握が可能となったとして県知事が定める日から60日以内に、特定災害復旧事業計画書を地方農政局長に提出しなければならない。
- 2 地方農政局長は、前項の規定により提出された特定災害復旧事業計画書の内容を審査の上、県知事から提出があった日から30日以内に、農林水産大臣に提出するものとする。
- 3 地方農政局長は、第2の1の(1)から(4)までの事業については、災害発生後60日以内に特定災害復旧事業計画書を作成し農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、地方農政局長が被害状況の把握が困難とした場合は、被害状況の把握が可能と農林水産大臣が定めた日から60日以内とする。
- 4 地方農政局長及び県知事は、特定災害復旧事業計画書の変更の必要が生じた場合、速やかにこれを変更し、農林水産大臣に提出しなければならない。
- 5 特定災害復旧事業計画書を変更（軽微なものを除く。）する場合は、1から3までの規定を準用する。

第4 事業費の積算基準

- 1 本事業の設計単価及び歩掛等は、原則として直轄事業と同一の取扱いとする。
ただし、管理事業にあっては本事業に係る施設の建設事業と同一の取扱いとする。
- 2 工事諸費等については次に定めるところによるものとする。ただし、特別の理由がある場合には、これを変更することができる。
 - (1) 測量及び試験費……特定災害復旧本工事費の額に100分の1.6を乗じて得た額以内の額
 - (2) 船舶及び機械器具費……特定災害復旧本工事費の額に100分の1.2を乗じて得た額以内の額
 - (3) 用地費、補償費及び営繕費……必要額を積み上げて得た額
 - (4) 工事諸費……特定災害復旧本工事費の額及び前各号に掲げる費用を合計して得た額に次の割合を乗じて得た額以内の額

ア 工事が2カ年にわたる場合

100分の5.6

ただし、初年度にあつては100分の1.93、第2年度にあつては全体工事諸費の額から初年度分工事諸費を差し引いて得た額

イ 工事が単年度施行の場合

100分の1.93

第5 事業費の決定及び通知

- 1 農林水産大臣は、第3の規定により提出された特定災害復旧事業計画書と現地調査の結果に基づいて事業費の額を決定する。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定により事業費を決定したときは、これを地方農政局長に通知するものとし、地方農政局長は、必要に応じて遅滞なく県知事に通知するものとする。

第6 実施計画書の承認

地方農政局長は、第5の規定により事業費の決定通知を受けた場合には、実施計画書（別記様式第4号）に箇所別平面図を添付して農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。また、これを変更（軽微なものを除く。）しようとするときも同様とする。

第7 緊急応急工事の取扱い

- 1 地方農政局長は、次の各号に該当する応急工事について緊急に施行する必要性がある場合には、農林水産大臣の承認を受けて事業費の決定前にこれを施行することができる。
 - (1) 災害により破堤して満潮又は年内の次の出水により人命、財産に重大な被害を発生する公算が大きい場合の仮締切工事
 - (2) 災害の発生箇所が年内の次の出水又は高潮により破堤して人命、財産に重大な被害を発生する公算が大きい場合の応急補強工事
 - (3) かんがい期間中に用水路又は頭首工に被害を受けた場合に通水のため緊急に施行する必要のある応急仮工事
 - (4) 特に重要な農道又は橋梁が被災し、農産物の生産又は搬出等に重大な支障が生ずる公算が大きい、これらの復旧に長期間を要し、かつ、適当な迂回路がないため緊急に施行する必要のある仮道又は仮橋工
 - (5) 早期の営農開始のため緊急に施行する必要のある除塩事業
- 2 地方農政局長は、前項の承認を受けようとする場合には、農林水産大臣に緊急応急費概算調書（別記様式第5号）を提出するものとする。

第8 事業実施中又は着手前に災害が生じた場合の措置

第5の規定により事業費が決定された地区において、本事業の施行中又は着手前に更に新たな災害が生じた場合における申請は、第3の規定によるほか、再度災害復旧事業総括表（別記様式第6号）を添付して行うものとする。

第9 完了報告

地方農政局長は、本事業が完了したときは、速やかに完成検査を行い、特定災害復旧事業完了調書（別記様式第7号）を添えて事業完了年度の翌年度の6月末日までに、農林水産大臣に報告するものとする。

第10 負担金の取扱い

本事業の負担金の額については、特例法第5条第1号から第3号までによるものとする。

第11 委任

本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

(別記様式第1号) (第2関係)

塩分(塩素)濃度調査結果報告書

測定月日	調査 地区名	所在地 郡市町 村字名	地番	塩分 (塩素) 濃度	土質等の 調査結果 の概要	測定者 職氏名	摘要
				パーセント			

上記のとおり塩分(塩素)濃度の調査結果を報告する。

令和 年 月 日

〇〇 〇〇

(別記様式第2号) (第3関係)

東日本大震災に対処するための直轄特定災害復旧事業 要請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〇〇県知事 〇〇 〇〇

東日本大震災により被害を受けた下記の市(町村)内における災害復旧事業について、直轄特定災害復旧事業として施行されたく、東日本大震災に対処するための直轄特定災害復旧事業実施要綱第3の1の規定により特定災害復旧事業計画書を添えて要請します。

記

1. 地区名

〇〇〇地区

2. 事業実施地区所在地

〇〇県〇〇市

3. 直轄特定災害復旧事業によらなければならない理由

(別記様式第3号) (第3関係)

平成	年	月	日	発生	事業種別
(災	害	名)			
					地区

					特定災害復旧事業計画書
					農政局名 又は 県名

1. 事業名

国営〇〇〇事業

2. 地区名

〇〇〇地区

3. 事業所等所在地

〇〇県〇〇市〇〇

4. 被災状況

詳述すること。

5. 復旧計画概要（該当するものについて記載）

(1) 農用地及び土地改良施設の災害復旧事業

工 区 名 (箇 所 名)	工 種	復 旧 工 法 の 概 要
〇〇復旧工事	△△頭首工	要約し、記述する。
	□□幹線用水路	

(2) 除塩事業

ア 除塩実施計画

イ 除塩面積

ウ 除塩期間 自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

(3) 年度区分計画

工 区 名 (箇 所 名)	工 種	総 事 業		令和 年度		令和 年度	
		数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
〇〇復旧工事	△△頭首工	〇〇部 L=〇〇m	千		千		千
	□□幹線 用水路	L=〇〇m					

6. 特定復旧事業設計書（該当するものについて記載）

(1) 農用地及び土地改良施設の災害復旧事業

(1) 事業費総括表（農用地及び土地改良施設）

〇〇地区 特定災害復旧事業費総括表					
金 _____					
名 称	摘 要	数 量	単 位	金 額	備 考
本 工 事 費					(A)
〇〇復旧工事費					
	□□復旧工事費				
測 量 及 び 試 験 費					$(A) \times \frac{1.6}{100}$
船 舶 及 び 機 械 器 具 費					$(A) \times \frac{1.2}{100}$
用 地 費 及 び 補 償 費					
営 繕 費					
工 事 費					(B)
工 事 諸 費					$(C) = (B) \times \alpha$
(緊 急 応 急 費)					(D)
事 業 費					$(B) + (C) + (D)$

注意) 負担金対象事業費は事業費のうち営繕費及び工事諸費を除く額

- (2) 工事内訳書
 - (3) 単価表
 - (4) 各種計算書
 - (5) 各種図面
- ア 地区一般平面図
- イ 平面図
- ウ 縦横断面図
- エ 主要構造図
- 原則として直轄事業と同一扱いとする。
(土地改良事業等請負工事の価格積算)
- 被災前は点線、被災後の状況は細い実線、復旧計画線は太い実線で表示すること。

7. 権利、補償関係

該当するものがあれば当該事項を記載し又は写しを添付すること。

8. その他参考となるべき事項

(1) 負担金の比率（国庫負担分と地元負担分）を記入すること。

地区名	負担金 対 象 事業費	国庫負担率	地 方 負 担 率			備 考
			県	市 町 村	資 格 者	
		%	%	%	%	
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	

(2) 当該事業の施行に係る「3条資格者数」を確認できる資料を添付すること。（字切図、農家台帳、同意書、受益区分図、用水系統図等のうち、必要と思われるもの。）

9. 被災写真

被災箇所ごとの被災状況、延長が机上で確認できる写真を整理して添付すること。

※除塩事業を実施する場合は、塩分（塩素）濃度調査結果報告書（別記様式第1号）を添付すること。

(別記様式第4号) (第6関係)

平成 年発生 ○○地区 特定災害復旧事業(変更)

令和 年度 実施計画書

事業種別	被災年月日	所在地

農政局名 又は 県名

(単位:千円)

工区名	全体計画						○○まで 施行済		当該年度 実施計画		次年度 以降残		摘要
	費目	工種	名称・形状・寸法	単位	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
○○○ □□	本工事費 測量試験費 船舶機械 器具費 : 工事諸費 計 改国費												

(備考) 変更実施計画については、当初計画を上段に()とする。

(別記様式第5号) (第7関係)

事業種別
平成 年 月 日 発生 (災害名)
地 区
特定災害復旧工事緊急応急費概算調書
農政局名 又は 県名

1. 事業名

2. 地区名

3. 災害の原因及び被災状況

4. 緊急応急費を要する理由

5. 復旧計画の概要

特定災害復旧事業計画概要(数量、延長、単価、金額の概数を記載)を示し、
そのうち緊急応急費として必要なものの数量金額を算出すること。

6. 添付図書

(1) 被害状況の写真

(2) 一般平面図

(3) 箇所別平面図、縦横断平面図及び主要工作物の構造図

(4) その他

平成 年発生 直轄 地区 特定災害復旧事業完了調書

農政局名 又は 県名

事業種別	被災年月日	所在地	予算額		
			令和 年度	令和 年度	計

(単位：千円)

工区名	決定額						完了額		年度別完了額				残額	摘要
	費目	工種	名称・形状・寸法	単位	数量	金額	数量	金額	令和 年度		令和 年度			
									数量	金額	数量	金額		
○ ○ ○ □ □	本工事費 測量試験費 船舶機械費 器具費 ： 工事諸費 計 改国費													

(備考) 当初決定額の変更がされた場合には、当初決定額を上段に () 書とする。